喀痰吸引等実地研修 業務委託契約書　（例）

１　委託業務の名称　喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）業務

２　委託の期間　着　　手　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　履行期限　令和　　年　　月　　日まで

上記委託業務について、委託者　喀痰吸引等研修受講者の所属施設　　　　　　　（以下「甲」という。）と受託者　実地研修受入施設　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第１条　乙は、別紙喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）業務委託に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

２　仕様書に明示されていないもので必要ある事項については、甲乙協議してこれを定める。その他軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

（業務に係る費用）

第２条　研修実施に要する費用は、甲乙協議の上、決定する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請けさせてはならない。

（連携と協力）

第４条　甲と乙は、実地研修の実施に当たって、双方、連携と協力を図り、円滑に実地研修を行うことができるよう努めるものとする。

（業務内容の変更等）

第５条　甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（損害負担）

第６条　業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じ

た経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）履行期限内に業務が完了しないとき、又は業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

（２）着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（３）第３条の規定に違反したとき。

（４）乙が次のいずれかに該当するとき。

　　　イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　　ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　ヘ　業務に使用する物品等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者契約を締結したと認められるとき。

　　ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を業務に使用する物品等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（５）前各号に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

（秘密の保持）

第８条　乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第９条　乙はこの契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第10条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第11条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

　この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　甲（委託者）　住　所

　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　施設名

　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　公印

　　　　　　　乙（受託者）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　施設名

　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　公印

別記

個人情報取扱特記事項

　　（基本的事項）

　第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

　（秘密の保持）

　第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

　２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

　（収集の制限）

　第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

　（目的外利用・提供の禁止）

　第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　　（適正管理）

　第５　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（複写・複製の禁止）

　第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

　　（作業場所の指定等）

　第７　乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

　２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

　　（資料等の返還等）

　第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

　　　ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

　（事故発生時における報告）

　第９　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

　　（調査等）

　第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

　　（指示）

　第11　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

　　（再委託の禁止）

　第12　乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

　２　乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

　　（損害賠償）

　第13　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

　２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

　　（契約解除）

　第14　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

喀痰吸引等実地研修（不特定多数の者対象）業務委託に関する仕様書

１　実施方法

（１）研修内容については、「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実施要綱第４（２）イ」及び「福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実地研修実施要領」（以下、実地研修実施要領という。）のとおりとし、別表３に示す各ケアの種類ごとの実施回数以上の実地研修を実施すること。

（２）研修方法については、「介護職員等によるたんの吸引等の研修テキスト」の手順とする。

（３）指導及び評価については、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業に係る指導者養成講習修了者または医療的ケア教員養成研修修了者が行うものとする。

（４）研修修了と認められる者は、「実地研修実施要領第11（５）評価判定方法」に示すとおりとする。

（５）評価については、「実地研修実施要領第11（６）評価判定基準」によること。

（６）配置医又は連携している医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。

（７）利用者又はその家族に対し、実地研修の実施について十分な説明を行ったうえで、書面による同意を得ること。

（８）利用者ごとに個別具体的な計画が整備されていること。

（９）ヒヤリハット・アクシデントについては、報告書を作成し、情報を共有し、速やかに改善を図ること。

（10）研修期間中は、受講者を対象とした損害賠償保険に加入し、実地研修実施要領に定める体制を整備し、安全の確保に努めること。

　２　実施期間

　　　実施期間については、　　　　年　月末日までに修了できるよう実施計画をたてること。

　３　研修対象者

　　　この研修の対象者は、下記のとおりとする。

（１）平成２３年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（基本研修）を修了した者で筆記試験に合格した者。

　（２）平成２４～当年度喀痰吸引等基本研修（不特定多数の者対象）を修了した者で筆記試験に合格した者。

　（３）社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第１号から第３号まで若しくは第５号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第４号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者。